

令和3年3月31日

[新規]

[要綱第7号]

## 石川町自主防災組織活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の活動を推進し、地域住民の防災力の向上を図るため、石川町自主防災組織活動補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、石川町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を防止し、又は軽減予防するため、地域住民が連帯共同して、地域の実情に応じた地域防災活動を行うことを目的として、行政区等の単位で、住民が自主的に組織した団体という。

2 自主防災組織の代表者は、自主防災組織を結成したときには、自主防災組織結成届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図・活動内容
- (4) 会員名簿

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する自主防災組織とする。

- (1) 自主防災組織の規約を有し、当該規約を町長に提出した自主防災組織
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度にみんなのまちづくり事業補助金(平成22年要綱第6号)の交付を受けていない自主防災組織

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる事業及び当該事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象経費」という。)は、当該各号に定める経費とする。

- (1) 町内の自主防災組織がその設立及び防災活動に必要な資機材等の整備に係る経費で、別表第1に規定する資機材等(以下「防災資機材等」という。)の購入に要するもの。

(2) 町内の自主防災組織がその運営に必要な別表第2に規定する費用（以下「運営費用」という。）

(3) 前号に規定するもののほか、町長が特に必要と認める事業及び経費（補助金の額及び事業年度等）

第5条 補助金は、規則及びこの要綱の定めるところにより毎年度予算の範囲内において交付するものとし、別表第3に掲げる額を交付する。

2 補助金の額は、それぞれの当該補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額とする。ただし防災資機材等にあつては10万円を、運営費用にあつては3万円を限度とする。

3 本要綱に規定する補助事業は令和3年4月から令和8年3月末までとし、補助金の交付は、同一の自主防災組織に対し、1会計年度につき1回限りとする。

（補助金の交付申請及び決定通知）

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、規則第4条の規定に基づき石川町自主防災組織活動補助金交付申請書（様式第2号）により申請をしなければならない。

2 規則第7条の規定による通知は、石川町自主防災組織活動補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第7条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号に規定する承認を求める場合は、事業計画変更申請書（様式第4号）により、遅滞なく町長に申請しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の2割以内の減額及び事業内容の変更とする。

3 町長は、第1項に規定する申請に係る変更を承認した場合は、石川町自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第3号）により、変更の承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業完了後1か月以内に、次に掲げる書類を添えて石川町自主防災組織補助金実績報告書（様式第5号）により報告しなければならない。

(1) 支出を証明する書類

(2) 事業の実施状況が分かる写真

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第9条 規則第14条の規定による通知は、石川町自主防災組織活動補助金額確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

(交付請求書)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、石川町自主防災組織活動補助金請求書(様式第7号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(防災資機材の保管)

第11条 防災資機材を購入した自主防災組織は、規則第18条に規定するもののほか、当該防災資機材に「自主防災資機材」である旨を明示し、適正な維持管理に努めなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する
- 2 石川町自主防災組織用防災用品交付要綱(平成23年要綱第13号)は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

対象経費	経費の種類
情報収集・伝達用資機材	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、デジタルカメラ、その他情報収集・伝達活動に必要な資機材
初期消火用資機材	消防用ホース、消火器、水バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメット、とび口その他初期消火活動に必要な資機材
水防用資機材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、杭、土のう袋、鎌その他水防活動に必要な資機材
救出用資機材	バール、はしご、大工道具、鉋、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、一輪車、リヤカーその他救出活動に必要な資機材
救護用資機材	担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易トイレその他救護活動に必要な資機材
避難用資機材	強力ライト、ハンドマイク、警笛その他避難活動に必要な資機材
給食・給水用資機材	炊事用具、給水タンク、非常食その他給食・給水活動に必要な資機材
訓練用資機材	訓練用消火器、その他訓練に必要な資機材
照明用資機材	発電機、投光器その他照明に必要な資機材
その他	防災備蓄倉庫、活動用被服等

別表第2（第4条関係）

対象経費	経費の種類
予防啓発活動	啓発用チラシ、パンフレット等の印刷費、資料等の購入費その他防災意識の向上を目的とする活動に要する費用
防災活動	災害時応急活動及び、防災訓練等の実施に要する燃料費及び材料費、傷害保険料等
研修活動	講師謝礼、資料購入費、印刷費、研修参加費、バス代、その他防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する費用

## 別表第3(第5条関係)

補助の種類	補助の額	備考
防災資機材等	100,000円以内 (次年度以降は50,000円以内)	防災資機材等の購入費
運営費用	30,000円以内	防災事業に対する事業費 (防災の訓練、広報及び啓発等に関すること)